



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. パートタイム労働法改正

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 家族介護者支援手当の所得税法上の取り扱い

### NEWS1. パートタイム労働法改正

雇用期間に限りのあるパート労働者も、正社員と同じ仕事をしている場合は、賃金などの待遇面を正社員と同等にするよう法改正が行われます。

これまでは無期雇用のパート労働者のみが正社員と同待遇でしたが、対象者が広がります。企業がパート労働者へのボーナスを増やしたり、福利厚生を充実させたりするのを促すのが狙いです。

#### 1. 差別的取扱い禁止の範囲が拡大されます

これまでは、正社員との差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者については、①職務の内容が通常の労働者と同じ、②人材活用の仕組みが通常の労働者と同じ、③無期労働契約を締結している、の3要件が設けられていましたが、改正後は、③無期労働契約を締結しているとの規定が削除されました。

①②に該当すれば、正社員との差別的取扱いが禁止されることにより、その範囲が拡大することとなります。

#### 2. 短時間労働者の待遇の原則が新設されます

パートタイム労働者と正社員の待遇を相違させる場合、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとの規定が新設されます。

#### 3. パートタイム労働者への説明義務の範囲が拡大されます

パートタイム労働者を雇用の際、賃金や教育訓練、正社員への転換など雇用管理の改善等に関する措置の内容について、事業主に説明義務が導入されます。また、パートタイム労働者からの相談に応じ、対応するために必要な体制の整備義務も新設されました。

#### 4. 公表措置及び過料が追加されます

厚労大臣による是正勧告に事業主が従わなかった場合、事業主名を公表することができる規定や、虚偽の報告に対し、20万円以下の過料を課す規定が新設されました。この改正により、正社員など通常の労働者の待遇を受けられるパートタイム労働者が現在の約17万人から10万人程度増えると言われています。

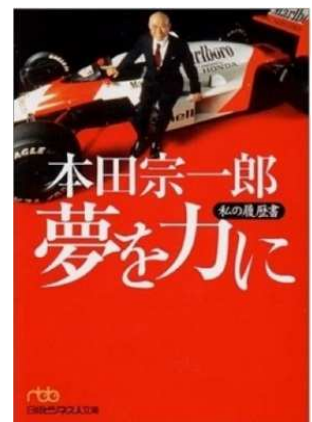
### NEWS2. (書籍の紹介)

#### 夢を力に 本田宗一郎

(内容情報) (「BOOK」データベースより)

自動車修理工から身を起こし、「世界のホンダ」を一代で築いた日本のビジネスヒーロー、本田宗一郎。彼が自らの前半生を回顧した「私の履歴書」を中心に、人間的魅力に満ちたその生涯をたどる。

夢を語り社員に元気と勇気を与える経営者。HondaのCMに流れる「The Power of Dreams」はこの書籍からきているのでしょうか？



### 情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

**Q**uestion

A市では、条例に基づき、介護保険法の要介護2以上の認定を受けている在宅の第1号被保険者(以下「在宅要介護者」といいます。)を介護している同居家族(以下「家族介護者」といいます。)に対して、「家族介護者支援手当」を支給することとしていますが、所得税法上、どのように取り扱われますか。なお、この家族介護者支援手当は、介護保険法上、非課税とされる市町村特別給付には該当しません。

支給要件: 在宅要介護者が、6か月以上介護保険を利用していないこと

支給額: 介護保険給付の受給者1人当たりのA市負担額をベースに算出され、在宅要介護者1名につき月額5,000円から10,000円

支給期間: 決定された支給開始月から、受給資格が消滅した日の属する月まで支給する

**A**nswer

家族介護者支援手当については、非課税所得として取り扱って差し支えありません。

**【解説】**

葬祭料、香典又は災害等の見舞金で、その金額が受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとして取り扱っています(所得税基本通達9-23)。

要介護の状態とは、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、相当期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいうものとされており(介護保険法第7条第1項)、家族介護者支援手当は、このような障害を有する者の家族に対して行われる金銭給付と考えられます。

家族介護者支援手当には見舞金的性格が認められ、また、家族介護者支援手当は、介護保険給付の受給者1人当たりのA市負担額をベースに算出されていますので、A市と家族介護者との関係において不相当に高額なものでなく、社会通念上相当と考えられます。

これらのことからすれば、家族介護者支援手当については非課税所得として取り扱って差し支えありません。

根拠条文等  
所得税基本通達9-23

ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850